

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例骨子案  
に対する県民意見募集（パブリックコメント）の実施要項

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行に伴い、介護保険法が改正され、これまで厚生労働省令で規定していた指定居宅介護支援等の基準が各地方自治体の条例で定めることとされたことから、県において条例を制定することとし、この度骨子案がまとまりましたので、条例制定の参考とするため、県民から広く意見を募集します。

2 意見募集期間

平成26年9月17日（水）から平成26年10月8日（水）まで

3 条例骨子案の閲覧・入手方法

（1）条例骨子案の備え付け場所

県庁長寿社会課及び情報公開コーナー

県各振興局健康福祉部及び東牟婁振興局健康福祉部串本支所

（2）和歌山県ホームページでの閲覧及びダウンロード

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040300/index.html>

4 意見提出方法

住所、氏名（団体名、代表者名）、電話番号、条例の名称、意見の該当箇所、意見を明記して、以下の方法による。（様式の指定はなし。別紙「意見提出用紙」による提出に限らない。日本語のみ）

（1）郵送：〒640-8585（住所記載不要） 県長寿社会課あて

（2）ファックス：073-441-2523（長寿社会課）

（3）電子メール：e0403001@pref.wakayama.lg.jp

5 意見の取扱い

（1）個別の回答はしない。

（2）類似意見を取りまとめたうえで、県ホームページで公表（個人情報を除く）

6 公表資料

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例骨子案」